

報告第24号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（R2.8.24 網野町）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第24号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月16日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年8月24日、京丹後市網野町地内において、京丹後市網野デイサービスセンターの業務を受託している京丹後市社会福祉協議会の職員が利用者の送迎中に停車中の相手方車両を追い越そうとしたところ、当方車両の左後方が相手方車両の右サイドミラーに接触し、損傷させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 7,531円

3 損害賠償の相手方 京丹後市弥栄町在住 法人